

年金生活者等支援臨時 福祉給付金(高齢者向け) を支給します!

二億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方に支援を行うため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給の対象となる方

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成29年3月31日までに65歳以上となる方(昭和27年4月1日までに生まれた方)
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者の要件

平成27年度市・県民税(均等割)が課税されない方
ただし、以下の方は対象とはなりません。

- ①市町村民税が課税されている方に扶養されている方
- ②生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている方

支給対象者1人あたり

30,000円

申請受付期間

(1回限りの支給です)

5月10日(火)～8月10日(水)の平日
※申請書は、支給対象の可能性がある方へ5月上旬に郵送予定

東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。

●3月25日現在

52,087,520円

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられます。義援金をお寄せいただきました個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。

※義援金の受付期間は平成29年3月31日まで延長されました。

☎社会福祉課 ☎25-5204

給付金を装う「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0865
荒川 ☎54-2116

※申請書が届いた方であっても、所得変更等により支給対象とならない場合もあります。
なお、ご自身が支給対象となると思われる方で、申請書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、問い合わせ先までご連絡ください。申請書を郵送します。
☎社会福祉課臨時福祉給付金担当 ☎25-5204
※5月10日から歴史文化伝承館2階調理室に受付窓口を開設します。
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

国民年金 だより

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されるのが、「学生納付特例制度」です。

対象となる学生

学校教育法に規定する大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校および各種学校(1年以上の修学課程に限る)、一部海外大学の日本分校に在学する方

学生納付特例の承認期間

4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定の場合、4月初めにハガキ形式の申請書が送られますので、引き続き学生の方は必要事項を記入の上ご返送ください。

※在学する学校が変わった際は窓口で申請が必要

申請に必要なもの 学生証または在学証明書・年金手帳・印鑑

☎秩父年金事務所 ☎27-6560

保険年金課国民年金担当 ☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863

荒川 ☎54-2395



後期高齢者医療保険料が 変更になります

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しを行っています。平成28・29年度の保険料は下記のとおりとなりました。

均等割 42,070円

所得割 8.34%

前年度に比べ、均等割額370円減、所得割率0.05%増となります。

※平成28年度の後期高齢者医療保険料決定通知は7月初旬に郵送

また、次の保険料軽減措置について、継続されます。

均等割の軽減 所得に応じて、9割減、8.5割減、5割減、2割減

所得割の軽減 一定の収入額以下は、5割軽減

社会保険などの被扶養者であった方 所得割はかからず、均等割が9割軽減

☎保険年金課 ☎25-5201

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863

荒川 ☎54-2395